

札幌市営住宅条例（平成9年条例第13号）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>（名称及び位置）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 駐車場（共同施設として整備したものに限る。第6章（第53条の8第1項を除く。）において同じ。）の名称及び位置は、別表2のとおりとする。</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては、第2号から第5号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第29条第1項において同じ。）があること。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>2及び3（略）</p>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第3条（現行のとおり）</p> <p>2 駐車場（共同施設として整備したものに限る。第7章（第53条の8第1項を除く。）において同じ。）の名称及び位置は、別表2のとおりとする。</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては、第2号から第6号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>(2)～(5)（現行のとおり）</p> <p><u>(6) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p> <p>2及び3（現行のとおり）</p>	<p>規定整備（条例19）</p> <p>法23 令6 例5</p>

(入居者資格の特例)

第6条 (略)

2 前条第1項第2号口に掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生した日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(同居の承認)

第29条 (略)

2 前項の承認を受けることができる者の範囲については、省令第10条に規定するもののほか、市長が定める。

(入居承継の承認)

第30条 (略)

2 前項の承認を受けることができる者の範囲等については、省令第11条に規定するもののほか、市長が定める。

(明渡しの請求)

第32条 市長は、次の各号(改良住宅等及び地域リロケーショ

(入居者資格の特例)

第6条 (略)

2 前条第1項第2号口に掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第2号から第6号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生した日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(同居の承認)

第29条 (現行のとおり)

2 市長は、入居者(同居者を含む。)又は前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

3 第1項の承認を受けることができる者の範囲については、前項及び省令第10条に規定するもののほか、市長が定める。

(入居承継の承認)

第30条 (現行のとおり)

2 市長は、前項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居する者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

3 第1項の承認を受けることができる者の範囲等については、前項及び省令第11条に規定するもののほか、市長が定める。

(明渡しの請求)

第32条 市長は、次の各号(改良住宅等及び地域リロケーショ

法27

例11

法27

例12

法32

ン住宅にあっては、第1号から第5号まで)のいずれかに該当するときは、入居者に対して、期限を定めて市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 市長は、前項第6号に掲げる事由により市営住宅の明渡しを請求する場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。この場合において、市長は、当該市営住宅の賃貸人に代わって借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

3及び4 (略)

5 市長は、第1項第2号から第5号までに掲げる事由に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃(当該請求を受けた者が地域リノベーション住宅の入居者である場合にあっては、鑑定家賃)の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(使用者の資格)

第53条の4 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を備えた者でなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 第32条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当し

ン住宅にあっては、第1号から第6号まで)のいずれかに該当するときは、入居者に対して、期限を定めて市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(5) (現行のとおり)

(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 市長は、前項第7号に掲げる事由により市営住宅の明渡しを請求する場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。この場合において、市長は、当該市営住宅の賃貸人に代わって借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

3及び4 (現行のとおり)

5 市長は、第1項第2号から第6号までに掲げる事由に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃(当該請求を受けた者が地域リノベーション住宅の入居者である場合にあっては、鑑定家賃)の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(使用者の資格)

第53条の4 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を備えた者でなければならない。

(1)及び(2) (現行のとおり)

(3) 第32条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当し

例 41

例 56

ないこと。

< 解釈 >

第 1 項

「関係機関」: 北海道警察本部を想定

「その他必要な協力」: 札幌市と入居者等との間に当該入居者等が暴力団員であることについて争いが生じた場合には、北海道警察本部がその立証責任を負うことを想定

第 2 項

「当該入居者等が暴力団員であるかどうかの確認をするために必要な情報」: 氏名、年齢及び性別を想定

第 3 項

「明渡し請求その他の対応」: 明渡し請求以外には、入居者等に対する指導、勧告等を想定

「必要な協力」: 当該関係機関の職員の同行又は同席を想定

ないこと。

(協力依頼)

第 5 6 条の 2 市長は、第 7 条第 2 項の規定による入居の決定、第 2 9 条第 1 項の規定による同居の承認、第 3 0 条第 1 項の規定による入居承継の承認、第 3 2 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 5 3 条の 3 第 1 項の規定による駐車場の使用許可又は第 5 3 条の 9 第 1 項の規定による駐車場の使用許可の取消し若しくはその明渡しの請求をしようとする場合において、市営住宅の入居の申込みをした者若しくはその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族又は入居者若しくは同居者(以下この条において「入居者等」という。)が暴力団員であるかどうかについて確認するため必要があると認めるときは、関係機関に対し、当該入居者等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 市長は、関係機関に対して前項の当該入居者等に関する情報の提供その他必要な協力を求めるに当たっては、当該関係機関に対し、当該入居者等が暴力団員であるかどうかの確認をするために必要な情報を提供することができる。

3 市長は、入居者等が暴力団員であると認める場合において、当該入居者等に対して第 3 2 条第 1 項又は第 5 3 条の 9 第 1 項の規定による明渡しの請求その他の対応を行うため必要があると認めるときは、関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

